

## 第3回豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する検討会

日時 平成28年12月24日(日)

13:00～15:20

場所 TKPガーデンシティ京都 2階 桜

出席委員等(○印は議事録署名人)

永田座長

○武田委員

高月委員

中杉委員

松島委員

○氏家委員

### I 開会

- (大山環境森林部長から挨拶)

### II 議事録署名人の指名

- (座長) 本日の議事録署名人を武田委員と氏家委員にお引き受けいただきたい。よろしく願います。

### III 傍聴人の意見

#### <豊島住民会議>

- (豊島住民会議) 豊島廃棄物等の問題は、2000年6月6日、公害調停が成立し、技術検討委員会が要請する共創の理念、関係主体がともに参加、協同し、新たな関係や価値観をつくって問題を解決していこうとのもとに歩んできた。

私たち豊島住民は、これまで設置された技術委員会、管理委員会、健康管理委員会、排水・地下水等対策検討会、そしてこの施設等撤去の検討会に傍聴参加して、当事者としてのいろいろな意見を述べてきた。

豊島住民の願いは、調停前文にある、豊島が瀬戸内海国立公園という美しい自然の中で、これにふさわしい姿を現すことである。これに向けて、現在一步一步進んでいると思っている。この委員会もそれに向けての委員会だと考えているので、建物撤去等が適切に行われるよう、よろしく願います。

- (座長) ありがとうございます。

議題のほうでは、2番目になっている、除染方法の検討と除染状況の確認に関する

調査結果、これを前に出して、こちらを先に説明した後、1番目の基本計画からガイドライン、このあたりの審議に入りたいと思う。

#### IV 審議・報告事項

##### 1. 除染方法の検討と除染状況の確認に関する調査結果【資料Ⅱ-2】

○(KSK)表1に調査の工程を示している。前回の第2回検討会において、この第1回目と書いているところ、主に豊島のほうの調査検体についての試験結果について、第2回の検討会で中間まとめということでご報告させていただき、その後、第2回目ということで、主に直島のほうの中間処理施設の調査検体について、試験結果を取りまとめて、この1回目と合わせて今回、この第2回目も、全体の報告として取りまとめて今回ご報告させていただくものである。

調査対象の設備については、次のページの表2、豊島側の施設、前のご報告のとおり3検体、それから直島側の施設が全部で7検体、ご覧の設備の試料検体を採取して除染の試験に用いた。具体的な箇所については、添付のA3の資料をご覧いただきたい。添付資料1が豊島側の施設であり、ご覧の3検体を採取している。これは前のご報告のとおりである。

裏の添付資料2は、中間処理施設の前処理系統の設備についてだが、受入れピットA、可燃物系のコンベアのB、それから不燃物系のコンベアのC、破砕機のDということで、4箇所、前処理側からは採取している。

続いて添付資料3、溶融炉系統については、不燃物系統が流れているものと、可燃物系統が流れているものということで、E、Fとそれぞれ供給ホップのところから採取している。

添付資料4のロータリーキルン炉については、投入コンベアから採取したものをGとして、検体として採取している。

資料に戻って表2には、一番右側にそれぞれの材質も併せて記載している。

除染方法の検討と除染状況の確認については表3に示している除染方法、3種類について検討している。1つが高圧洗浄、2つ目が高圧洗浄後に溶剤で拭き取ったもの、拭き取りと書いている。3つ目がサンドブラスト、この3つの除染方法で検討している。

表3の下段、除染後の確認方法として3種類あり、目視で確認したもの、紫外線照射で確認したもの、携帯型の蛍光X線で確認したもの、この3種類の確認方法を試した。次の3ページの表4に、除染に使用した高圧洗浄器とサンドブラストの仕様と外観の写真を掲載している。

その除染後の確認方法は、表5に示しているとおり、勧告13号の溶出試験に準じたかたちでダイオキシン類、PCB、鉛及びその化合物についての試験を行い、基準値を満足するかどうかという確認を行った。その下に写真があり、それぞれ高圧洗浄、

拭き取り、サンドブラストというような、除染の3種類の方法の風景を記載している。

その結果については、4ページ表6で記載している。それぞれの試験検体を右側に3段で示しているが、除染の時間を100cm<sup>2</sup>当たりの除染時間を一番上に記載している。分析結果については、PCB、ダイオキシン類、鉛その化合物ということで、黄色で着色しているのが、除染完了の判断基準を超過したものである。

まず、PCBについては、除染前、除染後、全ての検体において、0.0005未満ということで、完了の判断基準は全て満足していた。

ダイオキシン類と鉛及びその化合物については、この結果を次の5ページのグラフで示している。ダイオキシン類については、除染前に超過しているものも、高圧洗浄、拭き取り、いずれの除染でも基準を満足するという結果が得られている。ただ、鉛については、特に③の環境集じん用バグフィルタのところでサンドブラスト以外は、除染の完了判断の基準を超過するという結果になっている。

次の6ページに、その鉛に関するコメントを記載している。上から6行目に、鉛及びその化合物について、判断基準を超過していたが、設備等の機材に用いられている塗料の原料を確認したところ、10%程度の鉛を含有する塗料が使用されていたということである。ダイオキシン類が除染によって減少しているにもかかわらず、この鉛がほとんど変化しない、あるいは増加してしまっているという検体については、この塗料からの鉛が溶出している可能性が考えられるということである。

また、その他の設備等の具材についても、建設時の仕様を確認したところ、ほとんどの設備で鉛含有塗料が使用されていることから、この除染完了の判断基準を超過する可能性がある。

ただ、PCBやダイオキシン類等の結果も踏まえて、総合的に除染できたのかどうかの判断を行うことが必要と考えられる。

続いて、除染前後の表面状態の確認の結果だが、まず、目視の確認である。写真4にその一例を示している。今回の試験では、凹凸や色の変化で堆積物の除染の状況を確認して、溶出試験にかけている。前述のとおり、塗料由来の可能性のある鉛については、除染後の24検体中3検体で判断基準を超過したという結果になっている。

次の7ページは、携帯型の紫外線照射装置による確認である。ガムテープで工作している一番上の写真のように、5cm角にくり抜いたものをつくり、そのくり抜いたもの下に検体を置き、真っ暗にしてブラックライトを照射したというやり方で照射した結果が、その下の写真になる。基本的には堆積物には反応せずに、特に顕著なのが拭き取り後の繊維くずに反応し、除染後の確認には使用することが困難という結果であった。

8ページでは、携帯型の蛍光X線分析装置による確認の結果を表7に示している。この表7には、先ほどの溶出試験結果でPCBは全て満足しておりましたので、PCB以外のダイオキシンと鉛についても再掲というかたちで併せて記載した。

鉛については、③の環境集じん用バグフィルタで鉛の溶出が判断基準を超過したが、全ての検体について、10万mg/kgを超えるというような結果になっている。この鉛の結果については、サンドブラストでも鉛が超過しているが、ここは鉛が蛍光X線の値は低いという結果になっている。

ただ、除去・除染でダイオキシン類が減少しているにもかかわらず、この蛍光X線による鉛の測定値が高いという結果であったり、目視でも塗料が明らかに残っているということがこの③の環境集じん用バグフィルタについては確認できている。

写真4、6ページの③は、除染前後の環境集じん用バグフィルタの結果である。明らかにこの赤いさび止めの塗料が残っていることが、高圧洗浄後でも確認できる。

9ページ記載のとおり、鉛を含有する塗料が使用されていることも確認できているということから、塗料に含まれる鉛に由来している可能性が高いと考えている。

この蛍光X線の結果については、鉛のほかにも主な元素を抽出して記載しているが、鉛以外の項目においては、堆積物の除去・除染に関する傾向は今回つかめなかったという結果である。

参考までに添付資料5、一番最後のページに、携帯型の蛍光X線で検出された全ての全元素について記載している。

戻って9ページ、まとめだが、まず1つ目、PCBについては、除染前後、調査全において完了判断基準を満足した。また、ダイオキシン類については、全ての調査箇所ですべての除染方法でも除染完了の判断基準を満足しました。除染前後のダイオキシン類の落ち方であったり、堆積物の湿潤化という観点からは、高圧洗浄が有効ではないかと考えている。

2つ目に、鉛及びその化合物については、除染後の一部で完了の判断基準を達成できなかったが、ダイオキシン類が除染によって減少しているにもかかわらず、変化が少ない場合等は、塗料からの溶出が考えられるということから、PCBやダイオキシン類の結果を踏まえて総合的に完了の判断を行うことが必要と考えられる。ブラックライトの照射については、除染の確認に使用することは困難と考えられる。

携帯型の蛍光X線による表面状態の確認では、鉛が高濃度に検出されるものについては、溶出試験結果が除染の判断基準を超過している。これらは、除去・除染によってダイオキシン類が減少していることや、目視でも塗料が明らかに残っている。あるいは、鉛を含有する塗料が使われていたことから、塗料に含まれる鉛に由来している可能性が考えられる。

これらの結果を踏まえて、以下のとおり除染作業を行うこととしたい。

目視及び携帯型の蛍光X線分析装置による測定結果を踏まえて、高圧洗浄作業を行って、除染完了の判定を行う。そして、鉛及びその化合物が除染完了の判断基準を超過する場合、PCBやダイオキシン類の結果と携帯型蛍光X線分析装置による除染前後の鉛の測定値等を踏まえて、塗料由来のものかどうか、総合的に判断する。除染作

業にあたっては、除染前後に携帯型蛍光X線分析装置で測定を行って、データの蓄積を図り、その情報を参考にしながら除染することとしたいと考えている。

○（座長） それでは、いかがだろうか。どうぞ。

○（委員） まず、細かいところで、表6や表7で黄色くなっているのは、判断基準を超過したということで、鉛のところについているが、ダイオキシンのところにも、除去対策前のものは、例えば豊島の2番とか、超えているものがある。黄色く入れておかなければいけないのに、10を超えている除去前の堆積物でそうになっているので。

○（座長） 33とか。

○（KSK） 申し訳ない。

○（委員） これは漏れ落ちだと思うので、ほかのところもあるが、それをしてくださいということである。

それから、蛍光X線の結果だが、最後に「測定結果を踏まえて高圧洗浄により除染作業を行い」と書いているが、実際にはどのように判断するのか。今の結果自体から見ると、ほとんど変化していないので、これからだけだと判断しようがないのだろう。これから蓄積をしていくということになるのかもしれないが、これが1つ曖昧かなど。ただ測るだけということになりかねないという感じがする。

もう1つは、そういう意味でいくと、直島側の施設について、除去後の堆積物についての測定結果がないというのはどういう理由か。豊島のほうを見ると、除染後もほとんど同じなのかなと思うけれども。

○（KSK） まず、携帯型の蛍光X線については、ご指摘のとおり、具体的な数字でもって何か判断するというようなデータが得られているわけではないが、この鉛の蛍光X線の分析結果と、鉛の溶出試験の結果をプロットしていく際の散布図にすると、何らかの正の相関は見られるということがあり、今後、初めに豊島のほうから除染を行うことになるが、そのデータを活用して、その相関がもう少しいい相関が取れないかどうかというのは、見極めながらやっていきたいというふうには考えている。

2つ目のご質問については、除去後について初めの第1回目のときには、除去後を採ったが、除去前と除去後で大きく変わっているという結果が見られなかったため、第2回目のときは、除去前だけを行ったというものである。

○（座長） 除去作業はやっていないのか。

- (K S K) 除去作業はやっている。
- (座長) それは、どこかに記載されているか。
- (K S K) 2 ページの (3) のところでは、除去を行った上でと、記載している。
- (座長) 今の、豊島側のほうは作業後もやったけれども、あまり大きな違いがなかったもので、直島サイドの施設ではそれを省略したというのだったら、それを書いておいて欲しい。
- (K S K) 分かった。
- (委員) たぶん、そういう意味でいくと、鉛の溶出の原因が何であるかということを見る意味では、蛍光 X 線を使いたいというお話かなと思ったが、本当に①の結果に書いてあるように、「測定結果を踏まえて高圧洗浄による除染を行い」という、その判断に使えるだけのデータが出るのかなという感じがする。そういう意味では、この蛍光 X 線のデータをもう少し細かく見ていただいて、何か特徴的なものを少し抜き出してもらったほうがいいのかと思う。
- (K S K) はい。
- (座長) まず、鉛塗料が使われているか、使われていないかという判断は、今の時点で、これはどちらかという、直島のほうはほとんど出てこなくて、豊島サイドのほうで出てくるのか
- (K S K) はい。
- (座長) それは分かるのか。直島サイドのほうは使っていないとか、あるいは、使っている設備がどこかというのは分かるのか。
- (K S K) 分かる。ほとんどの設備で、鉛の塗料が使われており、豊島側も直島側も同じである。
- (座長) そうか。ちょっとそれが直島のほうはあまり出てこなかったという格好になるのか。

- (K S K) はい。
- (座長) ただ、それは、本当に塗料が残っている状態かどうかということにもかかわってくる。
- (K S K) はい。目視で見ている限りは、今回、使用した検体自体が、例えば破砕機とか、供給ホップのレーキといわれるプッシャーのところだったり、摩耗によってちよっと取れていた可能性が高いかというのは考えている。
- (座長) そのへんも、事前にちよっときちんとチェックして、塗料が残存していたかどうかという話を、これは今も分かるか。
- (K S K) 分かる。
- (座長) それで入れておいてもらえないか。
- (K S K) 分かった。
- (座長) 原則は、塗料として鉛含有のものが使われているという前提で考えていくと。
- (K S K) はい。
- (座長) もう1つ、除染の話ではなくて、塗料として鉛が残留している金属をどう処分するのかというところにもかかわってくるかと思う。そちらのほうで、何か堆積物があり、なしという判断のときには、そちらで蛍光X線の試料だとか、もちろん溶出も使うわけだが、そういうものが使えるのではないかと思っている。具体的にその処理の話を聞かせてもらえないか。鉛塗料がくっついている金属というのは、どういうふうに対応していくのかという話。県のほうで答えて。
- (県) それに関しては、環境省のほうにも確認させていただいたのだが、鉛の塗料が付いているような金属は、どのように処理したらいいか、確認したところ、産廃としては普通産廃に該当すると。金属物として処理する段階で、処理先、処理委託先のほうに、鉛が付いているよという情報をきちんと提示してお伝えした上で、先方の処理委託先のほうで、きちんと処理できるかどうかを確認した上で出す。そういった対応をして欲しいと言われているので、そういう対応をするように考えている。

- （委員）先ほどの話、ちょっと元に戻るが、蛍光X線の結果の話で、通常、この種の鉛のさび止めの塗料というのは、よく使われていたのが、いわゆる鉛酸カルシウムというのが多かったと思う。それと、この提示されている、シアナミド鉛というのは、どういう化学組成になっているのか。
  
- （県）シアナミド鉛がPbCN<sub>2</sub>である。
  
- （委員）カルシウムがくっついている。
  
- （県）それ以外にカルシウムがついていたかどうか、ちょっと。
  
- （委員）いや、以前はよく使われていたという話で、もう今は禁止されているが、もしそうだとすると、この蛍光X線の結果は、カルシウムも結構それなりに金属のところには出てくるということで、それが削られると減るという感じで、若干、そういうヒントがあるのではないかという気もしたので、ちょっとつけさせていただいた。
  
- （座長）そのあたりを、調査して欲しい。
  
- （県）分かった。
  
- （座長）さっき委員が言われたような、もうちょっとこのデータをきちんと整理したほうがいいのではないか。それで、追加でも、これから実際に解体していったときに、そこにデータを入れ込みながら、それでどういうふうに使っていくのかということを考えて欲しい。さっき申し上げた、鉛が付いているものはやはり相手に知らせた上でリサイクルしてもらい、金属の類はね、してもらいやすいよという話からすれば、それは分かっていたほうが良いと思うので、そのところではきちんと使えるのだろうと。

さっきの除染の話は、総合的に判断してという言い方になっているが、ちょっと曖昧である。基本的には、ほとんど今の除染作業によって取れるということが分かったのだろう。きっと大部分が塗料由来の鉛だと考えられて、ダイオキシン等の除染はできると判断、要するに付着物についていたものは落とせるという、堆積物の状態はね。だから、そちらのほうでは、非常に重要な知見がこの中では得られてきているのかなと思う。使い方として、蛍光X線の話はどう活用していくかという話、まだもう少し、そのまま引き続いて検討した上で、対応していく。ただ、予定としては、先ほど申し上げたような使い方もあるなということで、考えていただく。

それと、もう1つは、除染を総合的に判断するというのを、ダイオキシんと、基本的にはPCBで除染の完了は判断してもいいのではないかと思うので、鉛の場合は、残っていたとしても、塗料由来が中心だと。ただ、その証拠づかみがもう少し、今、言われたようなことを検討してみたい。

○(KSK)分かった。

○(座長)あとはいかがだろうか。ちょっとこれは、そういうかたちで修正、先ほどの結果的に記載しなければいけない事項も含めて、修正をかけさせていただく。

よろしければ、この資料は、取りあえず、今のようなかたちでご了承いただいたということで。

## 2. 豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本計画(改訂案)【資料Ⅱ-1】

○(県)基本計画については、前回、10月23日に開催した第2回検討会でご審議いただき、当日頂いたご意見等をもとに10月23日付でいったん策定した。本日はその後の修正について改訂案として提出しようとするものである。修正箇所のみ、ご説明する。赤字のところが修正箇所である。

「用語の定義」の(13)で、修正前は「環境モニタリング」としていたが、言葉の使い分けがきちんとできていなかったということで、「環境計測」に修正し、その定義について、「作業場あるいは施設の境界での環境調査をいう。」に改めた。

その下の大きな2番、「撤去等の対象施設の範囲及び概要」のところは、中間処理施設の有効活用に関して、三菱マテリアル㈱から中間処理施設を使用できるとの回答を得たことから、これまでは「検討」としていたが、「予定」というかたちで修正した。また、有効活用にあたっては、除染等を行った場合、設備等が使用できなくなる可能性があることから、堆積物の「除去」のみを実施することに、修正した。

2ページ、「3. 撤去等の実施にあたっての原則」のところでは、ここに「関係法令で定められた資格者を配置するとともに」を加えた。

それから、6番のところ、「作業者の健康診断と作業環境対策及び作業環境測定の実施」以降については、それぞれの段落の最後に「別途定める」としている箇所について、その後ろにカッコ書きでどこのガイドライン・マニュアルに定めているかを明記した。

3ページ、「7. BATを適用した堆積物の除去・除染作業の実施」の(1)のところで、「周辺環境の保全と作業者の健康・安全に配慮した」と、このBATの趣旨を説明する言葉を加えた。

ここで訂正をお願いしたい。(1)の先ほど申し上げた「別途定める」の後のカッコ書きのところだが、別添ガイドラインとあって、最後に「マニュアル3-2-1」、そ

れからその後、「2-2」となっているが、2-2については誤りであり、削除して頂きたい。それから、(2)の、同様に別添ガイドラインのところだが、最後の「マニュアル3-2-3」となっているところを「2-2」に修正して頂きたい。

それから、「8. 除染等廃棄物の適正な処理の実施」では、中間処理施設を活用した処理の実施と中間処理施設の稼働停止後の除染廃棄物の処理の委託が、修正前では同じセンテンスの中に書かれていたものを(1)(2)に分けて、今回記載した。

9番、「BATを適用した設備の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の適正な分別・処理委託の実施」だが、まず、(1)設備等の解体・分別の実施のところ、設備等の解体にあたっては、堆積物の有無及びその状況に応じ、その後の分別も考慮してBATに基づき、実施するとした。なお、設備等に使用されている有害物質等、アスベスト、フロンなどに対しては、関係法令に基づく一般的な建築構造物の解体時における取り扱いを実施するとした。

次に「(2)施設撤去廃棄物等の分別・処理委託の実施」で、施設撤去廃棄物等については、堆積物の有無を基に「分別の判断基準」に照らして分別し、その後の取扱い・処理委託等を決定することとした。

それから(3)では、表題の「施設撤去廃棄物等の払出し」に「輸送・運搬」の語句を加え、「堆積物の状況に応じて有価物としての売却又は廃棄物としての適正な処理委託を行う」とした。

4ページ、10番目のところ、「環境モニタリング」から「環境計測」の語句に修正するとともに、周辺環境モニタリングについては、別に定めた「豊島廃棄物等処理事業の今後の主な調査等の概要」、これは、別途、管理委員会で定めたものだが、それに従って実施され、必要と認められる場合には、これに加えて適切な時期に適切な箇所を実施することとした。

次に、表3のところ。工程等の区分の「事前」のところ、修正前は「周辺環境対策」としていたものを「環境保全対策」に修正して、設備等の解体・分別の区分では、工程等の概要について「分別の判断基準に基づく設備等の解体・分別の実施」に、それから施設撤去廃棄物等の分別・処理委託のところについては、「堆積物の状況に応じた施設撤去廃棄物等の分別・処理委託の実施」に修正した。

5ページ、図1の撤去等の主な流れで、中ほどの四角で囲っているところ、大きな矢印が下りてきているところで、除染等の結果により「堆積物なしの設備等」と「堆積物ありの設備等」に分けて、「堆積物なしの設備等」については、その後、一般的な解体・分別を実施し、堆積物なしの施設撤去廃棄物等として、一般的な分別・払出しを実施するという流れになっている。

一方、除染の結果、ほとんどないことを想定しているが、例外的に「堆積物ありの設備等」については、分別の判断基準に基づく設備等の解体・分別を実施し、堆積物ありの施設撤去廃棄物等として、堆積物の状況に応じた施設撤去廃棄物等の分別・処

理委託を実施するという流れとしている。

6 ページ表 4 の設備等の区域と分類区分で、区分 1 では、主な設備等として建築設備を掲げていたが、その具体的なものを今回加えた。区分 2、区分 3 では、修正前と順番を逆にすることで、豊島廃棄物等の処理作業の順番に合わせた。

最後に、7 ページ全体図で、ガイドライン、マニュアルにそれぞれ番号をつけた。ガイドラインについては、除染等廃棄物の処理を施設撤去廃棄物等の分別・処理から分け、周辺環境モニタリングから環境計測に名称を変え、マニュアルについては、ガイドラインの修正に合わせて修正を行った。

**【2～3は一括して議論】**

### **3. 各種ガイドライン及びマニュアル【資料Ⅱ-3（1）、（2）】**

#### **（1）作業従事者の安全確保ガイドライン、マニュアル（修正案）**

○（県）前回の検討会で提案しているので、修正点についてご説明する。

ガイドラインの 1 ページ目、第 1 のところで、作業従事者の安全確保については、まず基本的な規定として労働安全衛生法があるので、「労働安全衛生法に基づき作業従事者の安全と健康を確保することに加えて、」という文章を前段に追加している。

次の 2 ページ目、3 ページ目は、前回の案では、「管理区域等の決定」に関して、1 つ目に単なる「管理区域」、2 つ目に「保護具選定に係る管理区域」、さらに 3 つ目に「解体作業管理区域」、このような 3 種類の管理区域についてご説明した。マニュアルにもその内容について詳しく書いていたが、これらはそもそも国の要綱である「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」で定められているので、今回作ろうとしているガイドラインというよりも、すでにある国の要綱に基づいて決定するものなので、ガイドラインでの記載としては、管理区域のあまり詳しい記載まではせず、シンプルに、国の要綱に基づいて決定するという内容で、豊島側の施設については廃棄物焼却施設には該当しないが、要綱に準じて管理区域等を決定するよう、文章を修正している。

3 ページの第 5、「2. 保護具の管理等」について、作業指揮者が保護具を管理するが、保護具の取り外しや保守点検についても確認を実施することを追加している。

4 ページ「3.」で、この部分は前回の案でも記載していたが、「管理区域の出入り口に前室を設置する等の」ということで、具体的な記載を追加している。

5 ページの赤字の部分で、前回の検討会で、作業従事者が 50 人未満の場合はどうなるのかというご質問があり、「小規模でも積極的に対応すること」という記載を追加して入れている。

併せてマニュアルの 1 ページ目、マニュアルもガイドラインと同様の考え方で、国の法律や要綱に基づいた対応が基本となるような部分については、シンプルに、法律や要綱で対応するということが分かるように修正している。

マニュアルの5ページ「第7」のところも基本的には国の要綱に従うが、堆積物ありの設備等をやむを得ず切断して解体する場合は、プラズマ切断を基本とするように記載している。

その下の「第8」のところでは、作業環境測定を実施して、適宜、管理区域の見直し等を行うわけだが、測定結果が判明するまでに一定期間を要するので、赤字のように、なお書きで、「粉じん濃度を同時に測定するとともに、測定項目との相関を把握し、迅速な作業場内の状況の確認に活用することとする」という記載を加え、その下の表2には、粉じんの管理濃度を追加している。基準値は、 $0.9 \text{ mg/m}^3$ と、豊島事業の作業環境管理マニュアルと同じ基準を入れている。

次のページの「第9」は、作業場の分離・養生について追加した。ダイオキシン類等の汚染の拡散を防止するため、管理区域ごとに作業場の分離等を実施すること、また、作業場はビニールシート等で養生することを記載している。

次の7ページ、8ページには、参考として国のダイオキシン類ばく露防止対策要綱の目次を抜粋して添付している。

**【2～3は一括して議論】**

## **(2) 堆積物の除去・除染作業ガイドライン、マニュアル（修正案）**

### **設備等の除染完了調査確認マニュアル（修正案）**

- （県）ガイドライン8ページの第3の四角枠の中の、赤字の「なお」以下で、前回の案では、「除染作業の内容は、除染方法の検討と除染状況の確認に関する調査の結果を踏まえて決定する」としていたが、先ほど報告があった当該調査の結果で、高压洗浄が有効との結果が出ているので、今回は、「原則として高压水を用いた洗浄作業を実施する」という記載としている。

その下の解説のところ、スラグを流す除去運転について、前回の案では「必要に応じてスラグを流す」ことにしていたが、会議の中で、やるならやると書いたほうが良いというご指摘があったので、「原則として、豊島廃棄物等が接した設備等についてスラグを流す除去運転を実施」という記載にしている。

同じページ第4のところは、堆積物の除去・除染作業の対象設備等を記載している。基本計画のほうで、「豊島廃棄物等が接した設備等、熱処理物が接した設備等では汚染された堆積物が存在している可能性が高い、又は可能性がある」としているの、そうした設備等を除去・除染作業の対象設備等として範囲を定めている。

9ページの除去・除染作業の施工手順についても、いくつか追記をしている。1つ目は、「1. 受託者による除去・除染の実施計画」の提出、2つ目は、「4.」と「5.」のところ、除染作業後の確認方法で、「目視及びハンディ蛍光X線分析装置による測定結果等を踏まえて判断すること」と追加している。それから3つ目として、「8.」の鉛が除染完了の判断基準を超過する場合の取扱いについても、「塗料由来のものかどうか

かを総合的に判断する」という記載をしている。

次の10ページ目は、番号だけの修正で、内容の修正はない。

これに関連するマニュアルのほうだが、マニュアルの冊子の9ページ下のほう、第3の四角枠の「2.」のところで、「直島の間処理施設のうち、有効活用する設備等は、原則として堆積物の除去作業のみを実施する」という記載をしている。

13ページ目「堆積物ありと想定される設備等及びその除去・除染作業の方法」で、除染作業の方法については、原則、高圧洗浄としているので、表1では、豊島側の各設備の除去作業の方法について整理している。その次のページにA3のフロー図で、各設備の位置を示している。

17ページ表2、直島側の各設備の除去作業の方法で、表の一番右側に「有効利用予定」の欄があり、前処理設備を中心に丸が付いているところがあるが、ここが有効利用される予定の設備となる。

続いて、もう1つのマニュアル、27ページ「設備等の除染完了調査確認マニュアル」で、訂正がある。第1のところ、赤字で「Ⅲ. 2-1 及びⅢ. 2-2」と書いてあるが、「及びⅢ. 2-2」のところを消していただきたい。下の解説のところも同様に、後ろの「2-2」のところを消していただきたい。

では、1枚めくっていただいて、28ページ目の試料の採取方法で、3試料程度の採取の前に、「調査対象の設備等ごとに」という説明を加えている。

それから29ページのところ、鉛が高い場合は、塗料由来のものか総合的に判断することということだが、「塗料由来と判断される場合には再除染を実施せず、鉛含有廃棄物として適正な処理委託を行う」という記載をしている。

**【2～3は一括して議論】**

### **(3) 除染等廃棄物の処理ガイドライン、マニュアル（案）**

○（県）今回、こちらは初めての提案となるので、全体をまとめて説明する。

11ページ「第1 ガイドラインの位置付け」だが、除染等廃棄物は原則として直島の間処理施設を活用して処理する。中間処理施設の稼働停止後は処理委託を行う必要があるので、安全な処理、適正な処理委託を実施するための技術的指針をここで取りまとめている。

一番下の第3は、除染等廃棄物の処理方法について記載をしている。次のページで、豊島側の施設から生じる除染等廃棄物は集積し、コンテナダンプトラックに積み込む。また、一部はフレコンに詰めて一時保管を行った上で、直島の間処理施設へ輸送・運搬し、1号溶融炉で処理する。1号溶融炉と書いているのは、1号側にユーティリティ設備や受電設備が固まっているので、こちらを除染等廃棄物の処理に使いたいと考えているためである。

直島側の施設から生じる除染等廃棄物についても、集積し、豊島廃棄物受入ピット

に投入、一部はフレコンに詰めて一時保管を行った上でピットに投入し、1号溶融炉で処理する。

中間処理施設の稼働停止後は、除染等廃棄物を集積、フレコンで一時保管して、特管産廃の判定基準に準じた検査により性状を把握した上で適正な処理委託を行う。

次に、マニュアルの32ページ第3の枠の中では、豊島側と直島側で想定される除染等廃棄物の種類を記載している。豊島側では、保管ピットやその他設備等の堆積物の除去作業で発生するもの、スラグを流して発生する堆積物混じりのスラグ、除染作業で発生する汚泥が想定される。直島側でも同様な廃棄物が想定されており、これらは原則として直島の中間処理施設で溶融処理することとなる。

豊島側では直島への運搬の作業が必要になり、直島側では、除去・除染作業、スラグを流す作業、除染等廃棄物の処理運転など複数の作業が輻輳するので、出戻り作業が発生しないよう、事前に綿密な計画を立てておく必要がある。

同じページで第4は、中間処理施設の稼働を停止した後に生じる除染等廃棄物の処理方法である。委託処理で対応することとなるので、フレコン等に詰め込んで養生保管をした後、処理することとなる。

再びガイドライン12ページ「第4 除染等廃棄物の溶融処理の実施」で、溶融炉は間欠運転になるので、処理が効率的に実施されるよう実施時期や運転方法等について計画しておく必要がある。

その下、第5は、除染等廃棄物の処理委託である。委託業者には、適正処理のために必要な廃棄物の種類、数量、性状等の情報を提供する。低濃度PCB廃棄物に該当する場合や、特別管理産業廃棄物に準じた取扱いをする場合には、関係法令に基づく許可を有している廃棄物処理業者に処理委託することになる。

**【2～3は一括して議論】**

#### **(4) 設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別・処理委託ガイドライン、マニュアル(案)**

○(県) こちらも今回初めての提案となるので、全体をまとめて説明する。

ガイドラインの13ページ、「設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別・処理委託ガイドライン」の第1と第2のところ、ガイドラインの位置付けと概要だが、設備等については解体と分別、それから、解体撤去後の施設撤去廃棄物等については、分別と処理委託が適切に実施されるように、BATを適用して作業方法等の技術的指針を取りまとめている。

14ページ目第3は、設備等の解体・分別の方法である。まず、解体の実施にあたって、受託者は「解体の実施計画」を提出する。そして、設備等の解体・分別は、原則として堆積物なしの状態を実施するものとしている。解体作業は、その後の分別も考慮しながら、また、周辺環境の保全と作業者の健康・安全に配慮したBATに基づ

きながら実施するものとしている。建築構造物の解体時には、アスベスト・フロン等の有害物質等の適正な取扱いを実施することや、有害物質等の対応と堆積物ありの設備等の解体を優先して実施し、その後に、関係法令に従って一般解体を実施することとしている。

鉛塗料が使用されている設備等の解体については、鉛中毒予防規則で定められた作業を実施する場合には、関係法令等に従い適切に対応するよう記載している。

アスベストとフロンについてはマニュアルに記載している。マニュアルの33ページ、Ⅲ.4-1の「設備等の解体・分別マニュアル」をご覧頂きたい。36ページまで進んでいただき、第6に詳しく記載している。

次の37ページ表2は、直島中間処理施設のアスベスト含有製品の使用状況についてである。設備等の一部にパッキン等の非飛散性のアスベスト含有製品が使用されており、設備等の解体ではアスベストが飛散しないように作業を行う必要がある。アスベスト含有製品を使用している設備等の除去作業は、原則として他の設備等の解体よりも優先して実施し、解体作業については、環境省が定めている「廃棄物処理施設解体等の石綿飛散防止対策マニュアル」に従って実施することとする。

表3は、直島で有効活用を予定している建築構造物におけるアスベストの使用情報である。スラグヤード等の屋根に非飛散性の石綿含有繊維強化セメント板がある。これは解体撤去を実施する範囲ではない。解体撤去を実施する範囲においては、建築構造物にアスベストは使用されていない。

フロンについては表4、表5のとおりである。フロン類が冷媒として使用されている業務用エアコンを設置しているため、フロン類の回収を専門業者に委託する。

もう一度ガイドラインに戻っていただき、14ページの第4は、堆積物なしの設備等の解体・分別方法である。堆積物なしの設備等は、関係法令に従って一般的な解体・分別作業を実施するものとして、15ページの表1に示すように、産業廃棄物の種類に応じて、コンクリート類、金属類、可燃物類等に分別する。また、建設リサイクル法に基づき、解体時には、特定建設資材を現場で分別しながら解体を実施する。

15ページの第5は、堆積物ありの設備等の解体・分別方法である。堆積物ありの設備等は、数はかなり少なくなるものと思われるが、これが出てきた場合は、表2の「分別の判断基準」のように、ダイオキシン類、PCB、鉛の堆積物の状況に応じて分別し、さらに産業廃棄物の種類別に分別することとしている。

設備等の配置の関係で、除染作業前に解体する場合には、除染完了調査を実施するまでは、ダイオキシン類等による堆積物があるものとして取扱い、除染作業後に、除染完了調査結果に基づく堆積物の状況ごとに分別を実施することとする。そのため、除染完了調査を行った段階で堆積物なしとなった場合には、第4のところの堆積物なしの場合の解体・分別方法に基づいて分別を実施する。

16ページの第6は、「施設撤去廃棄物等の分別・処理委託」についてである。表3

のように、堆積物の状況に応じた対応が必要になるが、施設撤去廃棄物等は資源化を原則とし、有効利用を図ることとしている。この中で、中間処理施設で使用した耐火物、バグフィルタのろ布など、有害物質を含むことが明らかなものや、処理委託を行うことが適当なものについては、堆積物の有無によらず、特管産廃の判定基準に準じて適正な処理委託を行うこととしている。

次に、マニュアル43ページ、第4の表2では、堆積物の有無によらずに、特管産廃に準じた払出しをする耐火物等の想定数量を挙げている。耐火物が約1,100t、このほかにバグフィルタのろ布が約7t、活性炭が約1.8t、触媒が約1.4tとなっている。

その他、同マニュアルには、第5のところで、施設撤去廃棄物等は原則として有効利用を図ること、次の44ページでは、第6として、施設撤去廃棄物等の輸送・運搬は、可能な限り公道を使用しない経路を選定することにより周辺環境の保全に配慮するよう記載している。

### 【2～3は一括して議論】

## (5) 堆積物の除去・除染及び解体撤去時における環境保全対策ガイドライン、 マニュアル（修正案）

- （県）マニュアルのほうは、前回の検討会で、豊島側施設のマニュアルと直島側施設のマニュアルを分けて2つ作成する予定にしていたが、内容が重複するところが多くあったので、今回まとめて1つのマニュアルにしている。

前回検討会からの修正点だが、ガイドラインの17ページ、ガイドラインの位置付けで、「なお、一般的な建築構造物の解体時における有害物質等への対応については、Ⅲ.4のガイドラインに別途定めている。」という文章を入れている。ここの部分が、先ほどご説明した建築構造物の解体時におけるアスベスト・フロン・鉛等の取扱いに関する部分になる。

18ページ目は環境保全対策だが、これについてはマニュアルの45ページ第3のところで、それぞれ、大気、水等について対策を記載している。その枠内に、「原則として、解体工事に使用する重機類は排ガス規制対応型で低騒音・低振動型を採用することとする。」という文章を入れている。ここは排気対策の項目ではあるが、排ガス対応、低騒音、低振動というセットで重機を選ぶという意味合いで、騒音振動も含めてこのような表現にしている。

46ページは排水対策である。前回は直島側の排水対策がなかったため、それを追加している。直島側の高圧洗浄で発生する排水は、排水処理設備で処理し、一部は高圧洗浄に循環再利用する。処理水の再利用にあたっては、定期的な水質検査等を実施することにより、再利用に支障がないか確認する。また、中間処理施設稼働中の排水の一部や、稼働停止後の排水は、必要に応じて排水処理設備で処理して、外部へ放流

する。

47ページでは、騒音対策、振動対策として、低騒音型・低振動型の重機類を採用することを追加している。

悪臭対策だが、解説のほうで赤字になっている活性炭フィルターは、前は「チャコールフィルター」と書いていたが、45ページの排気対策では「活性炭フィルター」と書いてあるので、これに整合させて活性炭という修正をしている。

48ページの第6は、廃棄物等の対策である。「1. 廃棄物等の適切な保管」のところの書き出しで、「撤去等の作業に伴い生じた廃棄物等」となっているが、前回検討会の案では「除染等廃棄物」となっていた。下の解説のところに記載しているが、その除染等廃棄物のほかに、施設撤去廃棄物、高度排水処理施設で発生した汚泥、使用済みの保護具やウエスなども対象に含んで、対象を広げるかたちで修正をしている。これら撤去等の作業に伴い生じた廃棄物等は飛散防止措置等を行い、作業場内に一時保管し、その後、中間処理施設へ運搬し溶融処理、又は適正な処理委託を行う。

**【2～3は一括して議論】**

## **(6) 施設の撤去等に係る環境計測ガイドライン、マニュアル（修正案）**

- （県）初めに、申し訳ないが、1つ訂正をさせていただく。19ページ中ほどの第2のところ、中ほどのガイドラインの概要の解説のところだが、1.の1行目の後半、「なお」以下で、「なお、排水については、豊島の高度排水処理施設において処理または処理委託を行う予定である」と書いているところを、全部丸ごと削除をお願いする。後ろをつくる過程で、必要のないところを残したままになっていた。

では、説明を続けると、このガイドラインも同じ名前のマニュアルがセットになり、前回の検討会では、「施設の撤去に係る周辺環境モニタリングガイドライン」という名前で提案していたところを、今回は「環境計測」というふうに修正している。

この環境計測というのは、施設の撤去等の実施前後と実施期間中の環境への影響を把握するために行うもので、作業場あるいは施設の境界において測定を実施することとなる。

一方、元の、前回までの案で名前に付けていた「周辺環境モニタリング」については、前回の検討会でも、この位置付けが分かりにくいとか、周辺環境モニタリングというより従来の環境計測の考え方や位置付けに近いのではないかというご意見があった。「周辺環境モニタリング」と言った場合は、作業場あるいは施設の境界で実施する今回の「環境計測」よりも、さらに外側の周辺の環境で行う測定という位置付けになるので、「第2 ガイドラインの概要」のところ、「3.」に赤字で書いているが、「その他、必要と認められる場合には、施設の撤去等に係る周辺環境モニタリングを実施する。」としている。これは、その下の「解説」の「3.」のところに書いているが、「周

辺環境モニタリングは別に定めた豊島廃棄物等処理事業の今後の主な調査等の概要に従って実施されるが、必要と認められる場合には、これに加えて施設の撤去等に係る周辺環境モニタリングとして、適切な時期に適切な箇所で実施することとする。」と記載している。

ガイドライン23ページのA3の表は、今年7月10日の第41回管理委員会で資料としていたものをそのまま付けているもので、今後想定している主な調査等の概要をまとめたものである。この中で、周辺環境モニタリングについても記載しているが、施設撤去の場合の周辺環境モニタリングと内容的には同じになるので、これまでのような周辺環境モニタリングを引き続き実施しながら、施設撤去の場合に、時期によっては、さらに地点や頻度の追加が必要な場合には、地点や回数を追加して測定を実施するというようにしている。

そういうことで、ガイドラインの20ページ目からは、周辺環境モニタリングではなく、施設撤去に係る環境計測の項目、地点、頻度等をまとめている。計測地点は「施設の境界」としている。

それから表2、直島関係の排水について、前回の案では「外部放流がある場合に実施」としていたが、先ほどの環境保全対策ガイドラインのところで説明したように、外部放流があるので、「施設撤去の実施期間中に2回以上」の測定を行うことにしている。

それから、ガイドライン21ページで第3、排気の評価基準で、粉じんについては前回の案でも計測項目には入れていたが、基準の記載がなかったので、追加して記載している。

それから、マニュアルのほうは、前回の検討会では提案できていなかったのが、今回が最初ということになる。マニュアルの49ページが、施設の撤去等に係る環境計測マニュアルになる。ただ、中身をご覧いただくと、51ページに第4で調査方法を加えているが、そのほかはだいたいガイドラインと共通する部分が多くなっている。環境計測は基本的に県が実施することを考えているので、マニュアルのほうにももしかしたら一本化することもできるかと考えている。その点も含めてご審議をお願いしたい。

**【2～3は一括して議論】**

## **(7) 情報の収集、整理及び公開マニュアル(案)**

○(県) こちらはガイドラインがなく、マニュアル案のみで、今回初めての提案となる。

マニュアルの55ページ「第1 マニュアルの趣旨」で、撤去等の実施工程全般について適用するものとし、内容は、必要に応じて適宜見直すこととしている。

第2は「マニュアルの概要」である。内容は、1つ目、撤去等の作業状況の記録・保管・確認方法。2つ目が、委員又は技術アドバイザーによる確認の実施方法。3つ

目が公開する情報。4つ目が情報公開の手法等である。撤去等の実施内容について透明性の確保を図るため、的確・迅速な情報の提供を行うための具体的な手法等について示すものとなる。

56ページ目、「第3 撤去等の作業状況の記録・保管・確認方法」では、撤去等の作業状況について、文書や写真による記録を残すこととし、その保存期間は5年としている。写真は、作業着手前の現況、作業中の各工程と進捗状況、作業完了後の竣工状況を撮影する。払出し先の処理状況等についても必要に応じて確認し、その処理データを入手、保管・活用することとする。

撤去等の作業状況について必要と認められる設備等については、除染完了時や全ての撤去完了時といった適切な時期に、委員又は技術アドバイザーによる確認を得るものとする。

57ページ目、第4は、情報公開の範囲である。撤去等の工程に関する情報、環境計測に関する情報、検討会等に関する情報、その他必要な情報、具体的には表1に挙げているような情報を公開する。

次の58ページ、第5は、情報公開の手法である。情報の公開は、インターネットの「豊島問題ホームページ」によって行うことを基本とし、そのほか事務連絡会など、関係者との定期的な会議等も活用することとする。また、これまでどおり、関係者との意見聴取・立会い等を通じたコミュニケーションの実施により、より一層の理解と信頼を得ることとする。

### 【2～3は一括して議論】

- （座長） どうもありがとうございました。説明の部分が多かったが、いかがだろうか。
- （委員） 1番目に、毎回気にしているところだが、分別という言葉が何回も出てくるが、もう少し丁寧に説明をしていただくというか、書いていただく必要があると思う。資料Ⅱ-1の基本計画の図1、5ページにある。堆積物なしが大部分だけれども、これは解体時に分別しますと書いている。一般的な解体分別の実施ということで、この分別という言葉があり、その後、施設撤去廃棄物等になって、一般的な分別、払出しの実施。ここで分別と書いている。

それぞれについて、マニュアルのほうでどういうことが書いてあるかということ、施設撤去廃棄物等についてというのは、堆積物ありも堆積物なしも、例えば、マニュアルの42ページで施設撤去廃棄物等、分別処理委託の実施と書いてあるが、では、具体的に何をやるかということは一切記載されていないので、私自身はよく理解ができない。その前にやるものと、ここでやる分別というのは何かというのを、もう少し丁寧に書いていただく必要があるだろうと。ちょっとそのへんが前から気になっているので、分別という言葉が何回も出てくるけれども、たぶん少し違うのだろうと。ここ

では何をやって、ここでは何をやるのかというのを、少なくともマニュアルのほうには、マニュアルレベルであれば、丁寧に書いて説明していただいたほうがよろしいのかなと思う。よろしくお願ひしたい。

それから、この順番に従うと、今のⅡ-1の3ページ、下から3行目のところに、「輸送・運搬は可能な限り公道を使用しないような経路を選定する」というのは、どういう意味なのかなと。たぶん、豊島の島内を通るときは、施設の輸送・運搬は可能な限りという記載ではないのかと思うが、これは一般的にいうと、ほかの廃棄物処理施設へ委託したときも、これをやりなさいという話になって、何を言っているんだろうかという感じがするので、このへんのところはもう少し丁寧に書き込まないと、誤解を招くのではないかと思う。

それから、細かいところで申し訳ないが、ガイドラインの1ページのところ、第2にガイドラインの概要がありまして、その解説の2行目のところで、「廃棄物焼却炉等における作業については、」と書いてある。このポツを付けてしまうと、廃棄物の焼却炉等施設における作業が、ここで言っている修復作業が廃棄物焼却炉等における作業というふうに読めてしまう。たぶんこれは、労働安全衛生規則に書いてあるのが、廃棄物の処理における作業について書いてあるという意味合いなのだろうと思うので、ちょっとおかしく誤解をされる恐れが出てくる。例えば、焼却炉等における作業について規定されている労働安全衛生規則何々というふうにして、これの趣旨を踏まえたというかたちにすれば、誤解はないかなと思う。

それから、2ページ目で、この空气中ダイオキシン類の測定は、撤去開始前に行って、規則がそうなっているのかもしれないが、撤去開始前というのは、一般にダイオキシン等が飛散していない状態で測って、そのときの結果でほかの区域を決定するというのは、大きな論理矛盾ではないだろうか。たぶん、非常に難しいと思うが、どういうふうに行っているのだろうかという感じがした。

- （座長）はい。では、取りあえず4点、答えて欲しい。
  
- （県）最初の分別のところ、これは丁寧に説明が必要ということなので、記載の仕方をもう少し考えたいと思う。
  
- （座長）基本的にどう考えているのか。分別という言葉を使ったときには、原則、考え方としては。以前、3分類で上のほうにどこか書いてあった。金属、コンクリート、あとそれから可燃物の話もある。それで分けさせるというのを分別という考えか。  
ガイドライン15ページに書いてあるように、コンクリート類、それから金属類、それから可燃物類、そういうのが原則として一般的な廃棄物に対しても、それから堆積物ありの設備等の解体した廃棄物についても、書いてある。

- (県) はい。
- (座長) その意味の分別ということで、共通的には理解していいのか。
- (県) 基本的には、両方ともこの分別が。
- (委員) だから、それを前と後で2回やることになるのかという質問である。
- (座長) それで、特に払出しのときには、そういう分別がちゃんとされているかどうかをチェックするという意味に近い格好で、分別・払出しになっているのか。
- (県) はい。
- (座長) それをちゃんと書きなさいということだと思う。
- (県) はい。解体するときに、確認しながら分別するが、払い出すときに、またそれが間違いないかどうか、再度確認した上で、分別がきちんとできているかどうかを確認して、払出しをする。
- (委員) 同じことを2回やるのではない。
- (県) はい。

次に、可能な限り公道を使用しない、という記載についてだが、これは、可能な限りということ、豊島で出すときには特に、栈橋を使えば公道を走らずにいくことができるので、そういったことをして、なるべく道を走らないようにということを書いてあるものである。
- (座長) 直島の場合も、基本的にはそういうかたちで。
- (県) はい、直島もである。
- (委員) いや、一般論として、ほかのところまで全部これを言われてしまうと。
- (座長) そういうつもりはなく、島内、特に豊島側の島内を走ることは、前からこういう書き方をしていた箇所がある。

- （県）はい。
- （座長）交通安全の問題も含めて対応しているので、前からいろいろなところにはこう書いていたと思う。
- （委員）だから、そのへんを何とか、もう少し限定してもいいのかなど。可能な限りというのは、ちょっとそれはどうなんだという議論になりかねないなど。
- （座長）もし何だったら、これまでどおりという書き方はできる。
- （県）これまでの扱いと一緒ということか。
- （座長）それを入れてもらえば、もう少しはっきりする。
- （県）3つ目が、ガイドラインの1ページ目のところ、誤解がないような記載ということで、これは、先生が言われたように、ポツのところをのけたかたちで、作業について規定されている労働安全衛生規則で踏まえた措置を行うというような記載になる。
- （座長）はい。
- （県）それから4番目が2ページ目の、撤去前に飛散していない状況で測っているということだが、これは、要綱のほうにそういうふうなことで書いている。
- （委員）いや。そう書いてあるならそうだろう。仕方がないだろうと思うが、何かおかしいなという感じがする。
- （座長）一応、要綱に書かれていることは、要綱どおり対応していきますよという原則である。
- （県）はい。
- （座長）では、ほかの先生方はいかがだろうか。
- （委員）私のほうは、作業従事者の安全の確保の話をちょっとしたい。これはかなり労働安全衛生法に基づいていろいろ記載されているが、もちろんそれは重要なことな

のだが、併せて、せっかく今、別のほうで健康管理委員会というのがある。そのへんとのつなぎをどのようにやってもらうのか。今日は氏家先生が出られているが、そのへんをどこかに記載しておいていただいて、情報の共有をしていただくようなことで、実際の作業に当たっていただいたらありがたいなという気がした。

○（座長）分かった。先生、具体的には、撤去作業中の健康管理というのは、そちらの検討会が引き続いて行っていただけるものなのか。

○（氏家委員）その準備をしているが、作業が終わってからで、作業の進行具合に合わせてやっていくが、あまり早くは血液検査等で測って、その後数カ月も残って作業をしたということになると、またその時点で心配があるので、測るという。だから、その時期を今、だいたいのアウトラインがもう決まってきたけれども、それに合わせて3月前後に最終的な血液検査なり健康診断をやろうと思っている。その結果についてのフォローも、あと、そういう余裕も見て、2月から4月の間ぐらいにそういう作業をしていく計画を今、している。

○（座長）分かった。取りあえず、ちょっとその具体的な話はまた別途検討していただくことにして。

○（委員）はい。それはもう当然そうなるけれども、実際の作業に従事する場合に、こういうものもあったように、作業環境をやって、管理区域なんかを決めていく必要がある。その工程が、どのへんの時期にどのぐらいのことをやるのかというのがちょっと見えないので、ものすごく時間がかかるのであれば大変であり、ある程度やっぱり作業をしないと、作業環境というのは分からない話で、そういうのがどんなスケジュールでできるのかというのもちょっと知りたいなと思った。

○（座長）分かった。その辺りについて、もう少し具体的な条項をそちらでも整理していただいて、氏家先生に相談いただき、それで、書くのは、ここには氏家先生のほうの委員会の名前をちゃんと入れて、そことの関係を記載しておいて、それで作業を進めていくというか、あるいは進捗管理をやっていくんだということにしていれば。

まだ排水・地下水だとか、そちらのほうもあるため、ずっと引き続いて先生の委員会が残って対応していくことにはなるのか。

正式な依頼はまだなのかもしれないが、そういう状況の中で、この問題も一緒に考えていただけると。

- （県）処理もちょっと4月以降もあって、任期が3月の終わりに、健康管理委員会の委員はなっているため、今後、どういう関わりをしていくかは、1月末か2月の最初に健康管理委員会を開いて、それでどういう関わりを持っていこうかと。
- （座長）まだ、排水・地下水だとか、あるいは、排水処理施設も動かしている状況の中では、制度上必要なのではないか。
- （県）そうである。できるだけ延ばしていきたいということで。継続してやっていきたい。
- （座長）いきたいではなくて、制度上、必要なのではないか。
- （県）地下水については、ちょっと。
- （座長）いや、排水処理施設も動かしており、あそこで作業している人たちもいるわけで、やっぱり要るのではないか。それでお願いするのは、ちゃんと手続きを踏んでお願いしていかなければいけないけれど。
- （県）制度というのは、こういう撤去や除染については、作業員の安全確保や何かは労働基準監督署のほうが管轄するようになってくる。それとの関わりとか、いろいろ整理しなければいけないところがある。
- （座長）そうか。
- （県）健康管理委員会がどこまで関わるのか。それとも、労働基準監督署に全て任せるとか。そこらについて議論をしていただこうかと思っている。
- （座長）それが2月あたりに行われる先生の委員会。
- （県）はい。その中には、労働基準監督署の人も、健康管理委員会の委員のメンバーに入っているため、そういうのを総合的に考えさせていただきたいということである。
- （座長）そうか、分かった。だけど、具体的には、その健康管理の委員会は、引き続いてこれ対応というわけではなくても、やっていくわけか。そういう状況なのであろう。ちょっと分からないが、廃棄物処理施設の解体撤去などのときにはどう対応していたかというの、併せて調べてみて欲しい。

- （県）分かった。
  
- （座長）よろしいだろうか。
  
- （委員）ちょっと続きだが、解体撤去となると、要するに今までプラントで運転されたり何かしている方とは全然違う、業者自体も変わる可能性がある。そうするとそこで解体をするときの計画を提出することとなるが、その中に、健康管理をどうするかというような提案も含まれるというふうに解釈すればいいのか、あるいは、逆にそれはちゃんと明示的に、あらかじめそういうものを含んで計画しなさいというふうにしておくのかというのは、非常に大事なことである。
  
- （県）ダイオキシンの要綱の中では、そういうふうに、健康管理についても、計画を立てて出すようになっている。
  
- （座長）ただ、それをチェックする機関としての問題とは、また別の話になってくる。健康管理の対策だとかいう話は、実施計画の中でちゃんとしないとイケないのだろう。ちょっとそのへんの切り分けを、県と氏家先生の委員会のほうで少し議論いただいて。
  
- （委員）特に、その労働者の健康の管理という面が、非常にこれからまた重要になってくると思う。

私のつたない経験だけれども、例えば、アスベストの解体の現場などに行くと、特に夏場なんかは、全部、防護服を着てあれをやるのは、本当に苦痛な作業なので、ついつい、作業によっては外してやってしまう、本来はそういうことがあってはならないのが、そういうところをチェックするような人がいないと、なかなか現場はそうになってしまうということをちょっと心配している。
  
- （座長）分かった。よろしく願います。あとはいかがだろうか。
  
- （委員）全体の、ちょっと前に戻ってしまうけれども、コンクリートはここに均一材料と書いてあるが、どちらかというとポーラスな材料であるため、ブラストでちゃんと取れるのかということを確認していただくとありがたいなど。どうしても、ほかの金属材料と違って結構穴だらけなので、ちょっと気になって。大丈夫なのかもしれないが、それだけ確認してくれたらありがたいと思う。
  
- （座長）さっきの資料Ⅱ－２のほうで、コンクリートはどうなのか。ピットのコンク

リートの状況はどうだったか。これは最初から付いてなかったものをやっているのか。

- (KSK) 資料Ⅱ-2の6ページの表6の2段目の(A)がこの結果にはなるが、目視ではあるが、コンクリートのピット下から2m程度の土手からのところを採取している。20cmぐらいの深さまでコア抜きをしたサンプルで、表面は少なくとも堆積物がある状態であったのは、確認はしている。ただ、ご覧のとおり、除染前のところからそんなに多くが出ているわけではなかったため、結果としてはこのような結果になっている。
  
- (座長) 図15ページ目のところでもコンクリートピットの除去前は、ほとんどダイオキシンも鉛も出ていない。そのため、これ1箇所だけの判断で、今のところはそうになっているけれども、ここはまた追加でというか、実際に解体が始まったら、こういう箇所は相当出てくる。そこでよくチェックしてくださいねという話につながっていく。その点についてちょっと対応を考えておいて欲しい。
  
- (KSK) はい、分かった。
  
- (座長) 先生、何かありますか。
  
- (委員) 作業現場の解体の場合にしても、現場で、石綿とか、特殊化学物質とか、有機溶剤とか、いろいろなものに接触する機会は、今までよりも高まる心配があるので、それで中間であるけれども、検査をそれに合わせてやって、あとはそれ全部、労働安全衛生法に従った手法でフォローが必要なものはフォローして、心配ないものもそのチェックをしていきたいと。それを今、年明け早々に委員会を持って決めようと思う。
  
- (座長) 分かりました。ありがとうございます。よろしくお願いします。先生、何か。
  
- (委員) 全体の流れとしては、よろしいように私は思ったが、限られた時間で書かれているからだと思うが、この管理委員会に出されるまで若干時間があるので、内容は変えずに修正して欲しい。例を挙げると、例えばマニュアルの1ページ解説のところで「本マニュアルは、労働安全衛生法に基づき作業従事者の安全と健康を確保することに加えて、施設の撤去等における作業上の状況に応じた適切な保護具や作業方法等の選定に関する安全を確保するために行う作業環境対策を定めたものである。」、何か日本語が分からない。ちょっとその下の、次のマニュアルの概要の解説と、とにかくもう一度、通して読んでもらって、日本語的に直してもらうところは直してもらったほうがいいと思う。全体の流れとしては、私はいいと思う。

- （座長）はい、分かりました。では、先生。
- （委員）私も、先生が今言われたことにちょっと絡むが、最初は、ガイドラインのほうの3ページと5ページを見ていただきたい。3ページの2のところ作業指揮者という言葉が出てくる。この作業指揮者は何だろうかと思ってみていたら、5ページの安全管理体制の確立等というところで、「2.」のところ作業指揮者を選任しと。これは、できれば、選任するほうが先に出てきたほうがいいという感じがした。
- （座長）分かった。
- （委員）それから、ガイドラインの8ページで、高圧洗浄水、高圧洗浄により除去作業を実施するという、原則としてということだが。これは、ここにはこれまでしか書けないけれども、具体的にほかのものを利用するときはどうなんだというのは、マニュアルレベルのほうに順次書いていくのかなと思ってマニュアルを見ると、マニュアルの11ページのほうで、これは第5の2のところ、(1)から(4)に作業方法を選択し、選択しだからいいのかもしれないが、ここは順番がない。そういう意味では、マニュアルとガイドラインをもう少し整合させたほうがいいのかもしれない、これは再除染の話だといったら、いろいろなものをやりなさいよということなのかもしれない。
- もう一つ、同じようなことで、ガイドラインの9ページの第5の5のところ、「主要な設備等においては」という主要な設備とは何かというのは、たぶんここにはなかなかこの段階では書けないのだろうと思うが、これから問題になってきて、検討しなければいけない、どうでも読めると言えば読めるような感じがする。
- ガイドラインの11ページで、第2のガイドラインの概要の解説の最初が、いきなり「中間処理施設の間欠運転を予定しており」というのは、あまりにも乱暴すぎるので、もう少し丁寧に説明を書いていただく必要があるのかなと思う。
- それから、ガイドラインの20ページのところ、環境計測の話で、騒音、振動、悪臭については、期間中に1回と書いているが、実施期間は実際にどのぐらいになると想定しているのか。長い期間だと1回でいいのだろうかという感じがするので、排気と同じように1回以上にしておいて、長さによって判断するというほうがいいのかなという感じがした。まあこれは1回でもいいのかもしれない。
- （座長）分かった。何か今のお話で、ほとんど修正に対応させていただくことだが、何かコメントはあるか。

○（県）すみません、ご指摘いただきありがとうございます。日本語等々確認できていないところについては、全て確認させていただく。

基本的にはいただいたとおりだが、撤去の期間について、今1回にしてあるところについては、基本的に1回以上ということで、その期間に応じて対応を考えている。特に、例えば排水、直島側での排水は具体的に2回以上としているのですが、除染の期間が半年ぐらいかなというかたちで考えており、半年で2回、具体的には一番最初に放流し始めたときと、その期間中にもう1回するというかたちで対応できたらというかたちで考えているので、そういった期間、どれぐらいの期間があるかという目で、そういう趣旨も踏まえながら、全体を確認させていただきたいと思っている。

○（座長）よろしいか。

○（委員）はい。そのほかにもうちょっと。

○（座長）はい、どうぞ。

○（委員）マニュアルの28ページのところ、この表現だけだが、第3の除染完了判断基準のところ、解説の1行目の最後に、「設備等の表面を洗った溶媒が定められた基準を超過して」と書いてある。その前の27ページでは、第2の解説の2行目から3行目のところに「除染後の設備等の一部を浸した溶媒の成分」と書いている。微妙な表現の違いだけれども、やはりこれは表現を合わせておいたほうが、問題がないだろうと思う。

○（座長）分かった。ちょっと何か、確かに。

○（委員）それから、28ページの第4の3番目のポツで、これも3試料程度でいいのかもしれないが、主要対象設備等ごとに3試料といったときに、主要対象設備のどのぐらいの範囲から3試料なのかというのを、これもちょっと曖昧になってしまうので、あまり大きな施設の中から3試料を採るぐらいでいいのかという話にもなりかねないので、ここをどういうふうにするか。

○（座長）そういう意味では、細かいところは、今規定できないようなところを無理やり規定しているという印象がある。

○（委員）そうである。

- （座長）だから、ここの今の、例えばこういう完了判定も、その実施のときに計画書を出しなさいというようなかたちでも書けるところは。それで、概要を解説の中で、だいたい通常の設備だったら3試料ぐらいをめぐとしますよというふうに書いておけばいいのか。何かちょっと書き方が、今決められないことを無理やり書くと。
- （委員）そうですね。無理して決めてしまうと、ある部分の想定で決まって、とんでもないことになりかねないので。
- （座長）分かった。ちょっとそのへんは少し書き方を工夫すると。
- （委員）それから31ページの、除染処理マニュアルの第2のマニュアルの概要のところ、解説の1のポツで、「豊島側施設から生じる除染等廃棄物は」と書いているが、直島でも同じように出てくるので、豊島だけ書いてしまうのはおかしいだろうということが1つ。
- （座長）ここも書き方の問題で。はい、分かった。
- （委員）次に、36ページ第6のポツの4つ目で、これは解体作業を実施するというのが適切な対応の実施では、たぶんないので、もう少しどういうふうにして実施するかを書かないといけないのではないかと思う。下の解説のところは少し省略したかたちだけれども、ちょっとそのへんが、もう少し丁寧に書いてもらえるといいなど。  
それから、もう1つ、最後、廃棄物を一時保管、豊島でも解体している廃棄物を一時保管して、持っていきますよということを言っているが、あるいは作業場で一時保管しますよと言っているが、最後の最後になると作業場がなくなって、作業場を壊すことになるので、そのときは作業場に置けない話になる。あるいは、全部撤去した後、どのようにそこをあと確認してやるかということも、また必要になってくる。そういう部分は頭に入れておかなければいけない話ではないかと。
- （座長）撤去の確認の話は、直接ガイドラインやマニュアルには定めていないけれど、基本計画か、どこかに書いてあった。撤去作業を随時、アドバイザーや委員に見てもらいますよとかいう話で。
- （県）基本計画だと4ページの11と5ページの表の中にも入れている。
- （座長）はい。

○（委員）基本的にはそういうものがありますということは、頭に入れておかなければいけないよということである。

○（座長）マニュアルにはいいか。

○（委員）マニュアルは、書けないだろうと思う。そういうところを頭に入れて作業をしていかないと、最後の最後でまた困ってしまうことになりかねないということで、余計なことだが。

○（座長）分かった。

だいぶいろいろご注意いただいたので、相当直さなければいけないことに。ちょっと作業が遅れがちになるけれども、もう今年中に直したい。それで来週の頭ぐらいまでには対応して、皆さんのほうには年内にお送りさせていただいて、確認をお願いして。正式には1月29日で、まだ時間があるので、またそれからご意見があったら頂きたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

ちょっと一気に読んでいったり、いろいろしないと、ここにはこう書いてあって、こっちはニュアンスが違うではないかという箇所も出てきてしまうので、よく見てくれないか。担当者だけではなくて、ほかの方も見て欲しい。

よろしいだろうか。先ほどの分別の話が出て来たが、まず、基本計画の4ページ目のところで、表3というのが出てくるが、ここで分別の判断基準に基づく設備等の解体分別を実施できる話になっている。ここは、基本的にさっきから話が出ているように、どちらかというとな分別の判断基準を適用するような堆積物ありのほうは、量的には出てこないかもしれないし、少ないんだと。そうすると、ここはその少ないものだけに対して書いてあるということになってしまう。おかしいだろう。だから、ここは、堆積物なしの話がメインで出てこないといけない。だから、2行になる。点が2つ付いたような書き方になるだろう。その下もおそらく同じで、そういうつもりで書いていって欲しい。対応の仕方として、原則は。

それから、さっきの総合的に塗料由来かどうかを判断するというけれども、基本的には、PCBとダイオキシンがもう下がっていたら、それは塗料由来だという判断になるのではないか。その確認のために、蛍光X線のやつがありますよという書き方で、総合的で何をどう判断するのか、後でまた決めなければいけないような話になってしまうから、その書き方は、そういうのが原則かなと思うので、ちょっと書き方を変えてみて欲しい。

それから、情報公開だが、周辺環境モニタリングとか、こちら側の情報公開の話というのは、これはまた別の扱いになってしまうのか。一番最後の57ページで施設の撤去等に関わる環境計測に関する情報と、環境計測の話は出ているけれど、周辺環境

モニタリングの話は何も出てきていない。これが施設の撤去の話だからなのかもしれないが、今後の情報公開というところでは、先ほどあったいろいろな計測をやった結果をどんどん公表していくと思う。そのへんの扱いはどうするつもりなのか。書き方として。

そちら側で判断してもらいたいのだが、例のフォローアップ検討会ができてその中に書かれることだという解釈になるか。

- （県）基本的には、今、先生がおっしゃったようなかたちになろうかと思っている。中間保管・梱包施設のほうでサーバーがあつたりする部分については、いずれ解体したときに使えなくなるので、何らかのかたちでインターネットによる公開をしようと考えており、私どもの県のほうで持っている、豊島問題のインターネットのページがあるので、ああいったところを使って公開していきたいと思っている。

今回のマニュアルだが、まさに先生がおっしゃったとおり、施設の解体等に特化したかたちで書いている。

- （座長）そうであれば、その旨をここに書いて欲しい。

- （県）分かった。

- （座長）それ以外のものは別途、規定の中で公開はしていくんだと。

それから、ちょっとこれも細かい話かもしれないが、48ページでさっきも出てきた、撤去で生じる廃棄物については、保管してどうのこうのと書いてあるけれども、施設撤去廃棄物等と、それから除染廃棄物等というのは、これはもうちゃんと別の規定の中で、こういうふうに対応していきますよということは書いてある。そういうものをまたここに載せてしまうと、変なかたちになってしまう。それはやめたほうがいいと思う。この廃棄物の扱いの中でも。だから、特記事項で、いや、それは別のマニュアルのほうにちゃんと記載していると、これは特別なものだから、分別排出だなんだということを考えていくと。そういうところに配慮して欲しい。一般論の中で処理してしまうというかたちではなくて、それを考えていかないといけない。

特に、並び順が私は気になって気が付いたのだが、除染等廃棄物のほうが先である。それを対応しないと、施設撤去廃棄物というのは出せないことになるので、そういう点も含めて、少しきちんと見ていかないと、誤解を与える。

それから、先ほどの資料2の説明の中で、金属フィルターの話が出てきた。あれは、ここでいうところのバグフィルタのろ布ではないけれど、あれももう直接出してしまったほうがいいのではないか。さっき出てきたフィルターの類は、洗い落としに使うのか。使用していくのか。環境集じん用バグフィルタのろ布があつた思うが。

○（KSK）資料Ⅱ－２のほうで試験しましたのは、ろ布ではなくて、そのケーシングというか。

○（座長）じゃあ、これは、書き方がちょっと違うのではないか。あ、点検口か。

○（KSK）どうしてもちょっと図とか表のところになると、長い文章になるので、装置名だけを記載させていただいたので、誤解がちょっとあったかもしれない。

○（座長）ああ、ちょっとそれは誤解する。カッコで金属と書いているから、金属フィルターをどこかに使ったのかなと思って。表６の「環境集じん用バグフィルタ（金属）」と書いてある。

○（KSK）記載を少し、ここをきちんと書くように変更する。

○（座長）では、こちらは関係ないわけか。金属フィルターは使っていない。

○（KSK）使用していない。

○（座長）では、いい。

それから、そういうものも解体の手順の中では、バグフィルタとか当然そうなるだろうと思う、優先的にそれが先に施設から取り出されるという状況を、きちんと書いておいてもらったほうがいい。さっき、堆積物ありは優先的に出しますよという話と同時に、それと併せてフィルターとか出てくる。そういう類のものは、先に解体撤去の対象になって、それが処理されるんだという流れを少し、イメージ的に書いておいてくれないか。

よろしいだろうか。ということで、今日いろいろと頂いたご意見は、ほとんど訂正箇所としてご指摘いただいたと思っているので、それを直させていただく。

あと、全体としていかがだろうか。今日、議題に挙げられた項目について、何かご指摘いただく点があれば、お願いしたいと思うが。

では、先ほど申し上げたように、訂正バージョンをお送りするので、２９日の資料として、だいたい１月の半ばぐらいまでにお返事をいただければいいか。

○（県）はい。十分である。

○（座長）２９日は、そちら側でこんな格好で審議が行われた、概要としてこんなふう

にまとまったというので、何か付けてもらえれば。

- （県） 今回の第3回の概要の話を書かせていただくようになる。その上で、修正後の資料を付けさせていただいて、ご審議賜るようにしたいと思う。

## V 傍聴人の意見

### <豊島住民会議>

- （豊島住民会議） 1点確認と、1点感想である。

基本計画の中で、全般の管理運営するところで、豊島廃棄物管理委員会等による審議・承認となっているが、これはおそらくフォローアップ委員会にも関係してくるのかなと思っているが、たぶんそのところがきちんと分かるようにしておいていただきたいというのが1つ。

あと、感想だが、こういう委員会が開けて議論ができるようになったのが、非常に感慨深いと思う。来年は非常に大きな節目があるけれども、私も豊島事件に関わって21年になる。あれだけあった廃棄物が現在、穴ぼこ状態ではあるが、あそこまでなくなったことについて、非常によくやってきたなというふうに思っている。最後に、あと施設撤去とか、あるいは水処理とか、いろいろ課題はあるけれども、取りあえず先生方には来年もよろしくということをお願いして、私のお話としたい。ありがとうございました。

- （座長） ありがとうございます。途中で、県へのお褒めの言葉もあったかと思うが。先ほどの管理委員会の話は、一応、今この委員会自体は、管理委員会のもとに設置されているということになるので、今、ここで記載できるのは、きっと管理委員会の話かなと。フォローアップ委員会は、まだ正式には決まっていないのか。
- （県） まだ議論の途上であり、3月にする予定のものが、次の次の委員会ぐらいでどうするかというのが最終決定されると思っている。
- （座長） ということで、よろしいだろうか。書けるものかどうかは検討してみるが、原則は、管理委員会に対してわれわれは今、答申を準備しているというふうに考えて頂ければ。
- （豊島住民会議） 申し訳ない、あと、ガイドラインの5ページに、今回赤書きで修正が入り、なお、50人以下の事業所であっても、統括責任者を置くということが入ったが、申し上げたいことは2点で、1つは、今、50人以上の事業所については、基本的にメンタルの管理責任者を置かないといけないことになっている。この部分を一

緒に検討していただけないかということがある。

というのは、2003年に引渡性能試験があった。引渡性能試験のときには、県の直轄というわけではないけれども、そこで派遣の社員の人たちが集められた。一応、ちゃんとした職長教育をするということにはなっていたけれども、石川島のテキストが使われて、写真だけ撮って終わりというような実態があった。そのうちの1人が、県のほうに、要は内部告発電話をする。県のほうは直接元請け企業に問い合わせをする。彼は4月末日に、けんかをして辞めてやるわということで、その翌々日に焼身自殺を図った。ただし、辞めるという話をした後なので、会社とは関係ないと。その後、リハビリで何とか持ちこたえたけれども、すでに数年前に亡くなった。かなりメンタルに荒れていたと思う。そういう部分を何かフォローできないのかなというのが1つ。

もう1つは、先般の委員会で、県のほうからは大手が入るので大丈夫ですという話があったけれども、実際の作業のときには、3次下請、4次下請であったり、派遣であったり、こういうことが実際には多いと思う。それを県がどのように把握していくかということが、1つ心配な事項である。

- （座長）分かった。ちょっとこのへんは私たちの専門外の話だが、今、おっしゃったのは、統括安全管理で、50人未満のところでもこういう対応をするのは、それなりに意味があるけれど、メンタル面での対応も併せて実施したらどうかというお話なので、ちょっといいか、県のほう。その検討をしてもらって、それからちょっと先生のほうの関係というのは、出てくるのか。
- （委員）一応、健康管理の立場から、知らん顔するつもりはない。対応は専門家が必要な場合があると思うが、そういうことの面も考えながら、対処していきたいと思う。
- （座長）はい、よろしくお願いします。県の方で何かコメントはあるか。
- （県） どういうふうに対応するかや、記載方法等については、氏家先生ともいろいろご相談させていただいた上で、 どういうふうを書くかは考えさせていただきたいと思う。
- （座長） いいだろうか。県のほうから何かあるか。
- （県） 一言だけよろしいだろうか。いろいろ先生方にご議論していただいたこの検討会だが、本日の議論をもって、当然修正箇所は直させていただいて、次の管理委員会でご承認いただくということで、当面これに限った検討会については、これでラストということにさせていただきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。また、一般的

な撤去については、今、管理委員会のほうでいろいろご検討していただいているので、また別途違うかたちになるかもしれないが、この中間保管・梱包処理施設等に関する撤去等に関する検討会については、これで最終ということをお願いしたいと思う。

## VI 閉会

- （座長）本日は、長時間にわたりありがとうございました。本年はこれが最後の顔合わせかと思えます。また来年もひとつよろしくお願ひします。以上をもって、第3回豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する検討会を終了する。どうもありがとうございました。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

平成 年 月 日

議事録署名人

委員

委員